

令和2年5月19日

管理者等 各位

法人事務局長

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

妊娠中又は出産後の女性職員については、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、職員の申出により病気休暇の取得や勤務時間の短縮等を行ってきたところです。

今般、職場における作業内容等によっては、新型コロナウイルス感染症への感染に大きな不安を抱える場合があり、その心理的ストレスが母体又は胎児の健康保持に影響を与えるおそれがあることから、この母性健康管理措置に、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定されました。管理者等におかれましては、該当する職員がいる場合に十分な配慮をお願いします。

記

1. 概要

令和3年1月31日までの間、妊娠中の女性職員（契約社員等を含む）が、保健指導・健康診査の際に医師等から新型コロナウイルス感染症に関して指導を受けた旨を申し出た場合、当該指導に基づき必要な措置を講じます（別添資料を参照）。

<指導の例>

- ・出勤の制限（在宅勤務または休業）
- ・作業の制限（職場内で感染のおそれが低い作業への転換等）
- ・通勤緩和の措置（時差勤務、勤務時間の短縮、交通手段や通勤経路の変更）他

2. 申出手続

- ・措置を申し出る職員は、管理者等を通じて、総務課へ申し出てください。
- ・申し出にあたっては、母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）を活用してください。

以上